

令和7年11月1日

鶴岡市農業協同組合

L P ガスの商慣行適正化に向けた取組宣言

鶴岡市農業協同組合は、L P ガスが生活に不可欠なエネルギーであることを認識し「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」を遵守し、保安の確保、安定供給を図るとともに、お客様はもとよりすべての関係者と信頼関係を構築することに努め地域社会に貢献することを宣言します。

1. 過大な営業行為の制限

- 1) 正常な商慣習を超えた利益供与等を行いません。
- 2) お客様の事業者選択を阻害するおそれのあるL P ガス事業者の切替えを制限するような条件付きの契約締結を行いません。

2. 三部料金制の徹底

- 1) L P ガス料金は「基本料金」「従量料金」「設備料金」からなる三部料金制を導入しL P ガス料金の透明化に努めます。
- 2) L P ガス消費と関係のない設備費用をL P ガス料金に計上いたしません。

3. L P ガス料金等の情報提供

- 1) L P ガスを使用するお客様、賃貸住宅の入居希望者様やオーナー様、不動産管路会社等に対し、L P ガス料金等の情報提供に努めます。